

返還規定

弊社の紹介により採用された人材が6ヶ月未満内に退職した場合は、以下の規定により報酬を返還するものとする。

就任が6ヶ月未満で、紹介人材の自己都合（またはそれに準ずる理由）により退職した場合に限り、退職日までの就任日数に応じた下記の計算式により算出された返済額（小数点以下は切り捨て）を原則として退職日の翌月末までに返還する。ただし、採用した人材に対する労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職をする場合はこの限りではない。

$$(180 \text{ 日} - \text{就任日数}) \div 180 \text{ 日} \times (\text{当該人材についての報酬額}) = (\text{返済額})$$

株式会社 SINCERE CARE